

都道府県における関係者の連携・協議の推進について

厚生労働省 母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

成育医療等基本方針の改定案等における関係者の連携の推進に関する記載

- 今般の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の改定案において、各分野における都道府県内の関係者の連携・協議の推進に関する記載を盛り込んでいる。
- 都道府県においては、域内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、域内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うことなどが期待される。その際には、**域内市町村や、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係団体との十分な連携**の下に進めることが望ましく、当該連携を行うため、例えば、これらの**関係者による協議の場を設ける**ことなどが考えられる。また、必要に応じ、都道府県を超えた広域連携も検討することが望ましい。**国は、都道府県におけるこれらの取組を推進するため、適切な支援を行う。**
- **各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、**妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保、産後ケア事業や妊産婦健康診査の広域的な調整、流産・死産を経験した方や医療的ケア児等に対する支援等の実施を推進するため、周産期医療の**関係者等と連携**を図ることが期待される。（小児医療、専門的医療、保健施策の項においても同様の記載）
- 市町村において、SNSを活用したオンライン相談等、母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関して、システム等の導入・運用に取り組むことが期待されるとともに、例えば、データを活用して、基本方針を踏まえた計画を策定することなども考えられる。**都道府県においては、こうした取組について、広域的な連携等を支援することが望ましい。国は、都道府県による広域的な連携等の支援を推進する。**

- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、以下のとおり記載されている。
- **妊娠・出産期において医療と母子保健の切れ目のない連携を促進する観点から、都道府県が協議会を設置するなど、関係者間の連携体制の整備に関する取組等の広域支援を実施する場合に支援を行うほか、市町村が実施する母子保健事業のデジタル化・オンライン化の取組や、都道府県及び市町村が実施する妊産婦の分娩を取り扱う医療機関へのアクセスの確保の取組等を通じて、妊産婦本人の居住地に関わらず適切な医療や保健サービスが受けられる環境の実現を目指す。**
- **都道府県が、協議会の設置や研修会の実施、データ等を活用して行う管内市町村の母子保健に関する計画策定に係る支援など、関係者間の連携体制の整備に関する取組等の広域支援を実施する場合に支援を行う。**

母子保健対策強化事業【拡充】

令和5年度当初予算（案）：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(5.3億円)
【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円【拡充】

妊娠・出産包括支援推進事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

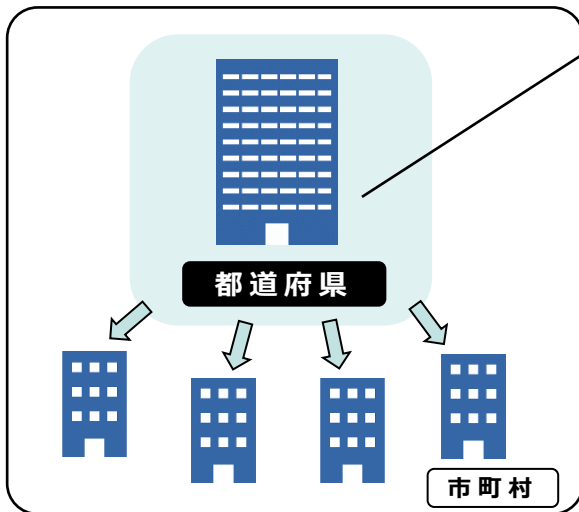
令和5年度当初予算（案）：0.4億円（0.4億円）
【平成27年度創設】

目的

都道府県において、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。



都道府県

(1) 連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

(2) 保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業（母子保健型）を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

(3) ニーズ把握調査

産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

(4) 市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

(5) その他

上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案
 - ・妊娠・出産包括支援推進事業
1 都道府県当たり 1,381,400円
 - ・産後ケア事業を市町村の共同で実施することを推進する場合の加算
1 都道府県当たり 338,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数
 - ・妊娠・出産包括支援推進事業 43自治体
 - ・産後ケア事業を市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 4自治体
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和5年度当初予算（案）：こども家庭推進事業委託費 18.2億円の内数

目的

- 妊産婦や子ども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦や子ども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21（第2次）」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21（第2次）」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく計画の策定を支援するとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

- 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況等を踏まえ、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理し、包括的に情報発信する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく計画の策定支援
（3）コンテンツの整理、情報発信